

脳脊髄液減少症 1級の認定事例

① 関節可動域及び運動筋力

部 位		運動の種類	障 害 の 状 態 (平成 24 年 1 月 18 日 現症)													
			右					左								
			関節可動域 (角度)			関節運動筋力		関節可動域 (角度)			関節運動筋力					
強直後位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直後位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	
肩 関 節	屈 伸 内 転 外 転	屈 曲														
		伸 展														
		内 転														
		外 転														
肘 関 節	屈 伸	屈 曲														
		伸 展														
手 関 節	背 屈 掌 屈	背 屈														
		掌 屈														
股 関 節	屈 伸 内 転 外 転	屈 曲														
		伸 展														
		内 転														
		外 転														
膝 関 節	屈 伸	屈 曲														
		伸 展														
足 関 節	背 屈 底 屈	背 屈														
		底 屈														

関節可動域は、健側についても記入してください。

四肢長及び四肢囲	右					左						
	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲
	cm											

日常生活動作の障害の程度	日常生活動作		右	左	日常生活動作		右	左
	a	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)	△×	△×	m	片足で立つ		×
b	握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)	△×	△×	n	座る (正座・横すわり・あぐら・寝たけだし) (このような姿勢を持続する)			△×
c	タオルを絞る (水をきれる程度)	両手	△×	o	深くおじぎ (服脱ぎ) をする			×
d	ひもを結ぶ	両手	△×	p	歩く (屋内)			×
e	さじで食事をする	△×	△×	q	歩く (屋外)			×
f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)	△×	△×	r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればできるがやや不自由	ウ 支持があればできるが非常に不自由	エ 支持があってもできない
g	用便の処置をする (ズボンの前の方に手をやる)	△×	△×	s	階段を登る	ア 手すりなし イ 手すりがあればできるがやや不自由	ウ 手すりがあればできるが非常に不自由	エ 手すりがあってもできない
h	用便の処置をする (尻のところに手をやる)	△×	△×	t	階段を下りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればできるがやや不自由	ウ 手すりがあればできるが非常に不自由	エ 手すりがあってもできない
i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手	△×					
j	上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	△×					
k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	△×					
l	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	△×					

平衡機能	1 閉眼での起立・立位保持の状態		2 閉眼での直線10m歩行の状態		3 自覚症状・他覚所見及び検査所見
	ア 可能である。	イ 不安定である。	ウ 不可能である。	エ 可能である。	

補用器具状況	補用器具	補用器具の使用状況
1 上肢補装具	2 下肢補装具 (左・右)	左記の使用状況について、くわしく記入してください。
3 杖	4 松葉杖 (左・右)	ア 常時(起床より就寝まで)使用
5 車椅子	6 歩行車	イ とときどき使用
7 その他 (具体的に)		ウ 使用せず

② その他の精神・身体の障害の状態

情緒不安定、全身疼痛が強い。長い闘病生活で心身共に疲弊している。日中のほとんどを臥床して過ごしている。

言語障害がある場合は該当するものを1つ○で囲んでください。

(会話状態)

1 日常会話が誰が聞いても理解できる。
 2 電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 3 日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 4 日常会話が誰が聞いても理解できない。

③ 現時での日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)

(補用器具を使用しない状態で判断してください。)

日常生活の中での作業は、自力では不可能なことが殆どで介助を要する。労働能力は皆無である。

④ 予後 (必ず記入してください)

不要

⑤ 備考

上記のとおり、診断します。 平成 24 年 1 月 18 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ 病院
 所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

診療担当科名 脳神経外科
 医師氏名 ○ ○ ○ ○ 印

<脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症） 1級>

（付 記）

- 本例は、初診日が「平成22年6月15日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成23年12月15日となる。

この診断書の障害の状態は、平成24年1月18日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）」であるので、⑬、⑭、⑮、⑯欄は必ず記載されていないといけない。

- なお、⑯欄には主な症状を詳しく記載してもらうことが必須である。

■ 認 定

障害の程度は、閉眼での起立・立位保持が不可能であり、開眼での直線10m歩行が困難である。また、全身の痛みが酷く心身共に疲弊しており、日常生活動作が一人で全くできない、又は一人でできるが非常に不自由な状態で、ほとんど介助を要する状態となっており、日中の大半を臥床して過ごしていることから、「日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級9号と認定される。

脳脊髄液減少症

2級の認定事例

障 害 の 状 態 (平成 24 年 1 月 18 日 現 症)

部 位	運動の種類	右					左										
		関節可動域 (角度)			関節運動筋力		関節可動域 (角度)			関節運動筋力							
		強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失
肩 関 節	屈 曲																
	伸 展																
	内 転																
肘 関 節	外 転																
	屈 曲																
手 関 節	伸 展																
	背 屈																
股 関 節	掌 屈																
	屈 曲																
	伸 展																
膝 関 節	内 転																
	外 転																
足 関 節	屈 曲																
	伸 展																
	背 屈																
	底 屈																

⑬ 四肢長及び四肢围

右					左						
上肢長	上腕围	前腕围	下肢長	大腿围	下腿围	上肢長	上腕围	前腕围	下肢長	大腿围	下腿围
cm											

⑭ 日常生活動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。

一人ですべてできる場合には ……「○」
 一人でできてもやや不自由な場合には ……「○△」
 一人でできるが非常に不自由な場合には ……「△×」
 一人で全くできない場合には ……「×」

（該当する記号を下欄に記入してください。）

日常生活動作	右	左	日常生活動作	右	左
a つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)	○△	○△	m 片足で立つ	△×	△×
b 握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)	○△	○△	n 座る (正座・横すわり・あぐら・膝かけなし)		△×
c タオルを絞る (水をさける程度)	両手	○△	o 深くおじぎ (股関節) をする		○△
d ひもを結ぶ	両手	△×	p 歩く (屋内)		○△
e さじで食事をする	○△	○△	q 歩く (屋外)		△×
f 顔を洗う (顔に手のひらをつける)	○△	○△	r 立ち上がる	ア 支持なしでできる	イ 支持があればできるがやや不自由 エ 支持があってもできない
g 用便の処理をする (スポンの前のところに手をやる)	○△	○△	s 階段を登る	ア 手すりなしでできる	イ 手すりがあればできるがやや不自由 エ 手すりがあってもできない
h 用便の処理をする (尿のところに手をやる)	○△	○△	t 階段を降りる	ア 手すりなしでできる	イ 手すりがあればできるがやや不自由 エ 手すりがあってもできない
i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手	△×			
j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	△×			
k スボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	△×			
l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	△×			

1 閉鎖での起立・立位保持の状態
 ア 可能である。
 イ 不安定である。
 エ 不可能である。

2 開鎖での直線10m歩行の状態
 ア まっすぐ歩き通す。
 イ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。
 エ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。

3 自覚症状・他覚所見及び検査所見
 回転性めまいの症状で倒れてしまう。

⑮ 補使用具状況

1 上肢補装具	2 下肢補装具 (左・右)	ア 常時(起床より就寝まで)使用 イ ときどき使用 ウ 使用せず	左記の使用状況について、くわしく記入してください。 屋内は伝い歩き、屋外は主に車椅子を使用している。
3 杖	4 松葉杖 (左・右)		
⑤ 車椅子	6 歩行車		
7 その他			
(具体的に)			

⑯ その他の精神・身体の障害の状態

頭痛、頸部痛、両肩痛、嘔気嘔吐、倦怠・易疲労感、めまい、歩行困難、耳鳴りなどの多様な症状があり、日中の半分以上は臥床している状態である。

言語障害がある場合は該当するものを1つ○で囲んでください。

(言語状態)
 1 日常会話が可能で聞いても理解できる。
 2 電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 3 日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 4 日常会話が誰が聞いても理解できない。

⑰ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)

(補助用具を使用しない状態で判断してください。)

日常生活において、介助を要し、外出も困難のため、労働能力はない。

⑱ 予後 (必ず記入してください)

リハビリなどによって緩徐な改善が見込まれるが、見通しは現時点では立たない。

⑲ 備考

転倒転倒
転倒転倒
転倒転倒

(お困り) 関節可動域は、健側についても記入してください。

上記のとおり、診断します。 平成 24 年 1 月 30 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ 病院 診療担当科名 脳神経外科

所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 医師氏名 ○ ○ ○ ○ 印

<脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症） 2級>

（付 記）

- 本例は、初診日が「平成22年7月2日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成24年1月2日となる。

この診断書の障害の状態は、平成24年1月18日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）」であるので、⑬、⑭、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

- なお、⑯欄には主な症状を詳しく記載してもらうことが必須である。

■ 認 定

障害の程度は、閉眼での起立・立位保持が不可能であり、開眼での直線10m歩行が困難である。また、頭痛やめまいをはじめとする多様な症状のため、日常生活動作が一人でできてやや不自由、又は一人でできるが非常に不自由な状態であり、外出も困難で労働能力はないことから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級15号と認定される。

脳脊髄液減少症

3級の認定事例

障 害 の 状 態 (平成 23 年 12 月 20 日 現症)

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

部 位	運動の種類	右						左										
		関節可動域 (角度)			関節運動筋力			関節可動域 (角度)			関節運動筋力							
		強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	
肩 関 節	屈 曲																	
	伸 展																	
	内 外 転																	
肘 関 節	屈 曲																	
	伸 展																	
手 関 節	背 屈																	
	拳 屈																	
股 関 節	屈 曲																	
	伸 展																	
	内 外 転																	
膝 関 節	屈 曲																	
	伸 展																	
足 関 節	背 屈																	
	底 屈																	

※関節可動域の方向で寸法11cm以内は21cm以内

四 肢 長 及 び 四 肢 囲	右						左					
	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲
	cm											

⑮ 日常生活動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。

一人ですべてできる場合には「○」
 一人でできてもやや不自由な場合には「○△」
 一人でできるが非常に不自由な場合には「△×」
 一人で全くできない場合には「×」

該当する記号を下欄に記入してください。

日常生活動作	右	左	日常生活動作	右	左
a つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)	○	○	m 片足で立つ	○△	△×
b 握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)	○	○	n 座る [正座・横すわり・あぐら・膝なげだし] (このような姿勢を保持する)		○
c タオルを絞る (水をきれる程度)	両手	○△	o 深くおじぎ (最敬礼) をする		△×
d ひもを結ぶ	両手	○△	p 歩く (屋内)		○
e さじで食事をする	○△	○△	q 歩く (屋外)		○△
f 顔を洗う (顔に手のひらをつける)	○△	○△	r 立ち上がる	ア 支持なし でできる	イ 支持があれば できるがやや不自由
g 用便の処置をする (ズボンの前の方に手をやる)	○	○	ウ 支持があれば できるが非常に不自由	エ 支持があっ てできない	
h 用便の処置をする (尻のところに手をやる)	○	○	ス 階段を登る	ア 手すりなし でできる	イ 手すりがあれば できるがやや不自由
i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手	○△	シ 階段を下りる	ア 手すりなし でできる	イ 手すりがあれば できるがやや不自由
j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手	○△		イ 手すりがあれば できるがやや不自由	ウ 手すりがあれば できるが非常に不自由
k スポンジの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手	○△			エ 手すりがあっ てできない
l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手	○△			

平衡機能

1 閉眼での起立・立位保持の状態
 ア 可能である。
 ○ 不安定である。
 ウ 不可能である。

2 閉眼での直線10m歩行の状態
 ア まっすぐ歩き通す。
 ○ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。
 ウ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。

3 自覚症状・他覚所見及び検査所見

⑯ 補使補助用具状況

1 上肢補装具 2 下肢補装具 (左・右)
 3 杖 (4 松葉杖 (左・右)
 5 車椅子 6 歩行車
 ⑦ その他 (具体的に 伝い歩き)

ア 常時 (起床より就寝まで) 使用
 イ ときどき使用
 ウ 使用せず

左記の使用状況について、くわしく記入してください。
 壁などにつかまり、伝い歩きをしている。

⑰ その他の精神・身体の障害の状態

頭痛、上背部痛、吐気、倦怠感、易疲労感、めまい、歩行困難、耳鳴りなどの症状が続いている。体調の悪い時は、臥床して過ごすことがある。

言語障害がある場合は該当するものを1つ○で囲んでください。

(会話状態)
 1 日常会話が誰が聞いても理解できる。
 2 電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 3 日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。
 4 日常会話が誰が聞いても理解できない。

⑱ 現時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)

(補助用具を使用しない状態で判断してください。)

体調の良い時は軽作業 (簡単なデスクワーク) は可能であるが、非常に疲れやすく、労働能力は大幅に低下している。

⑳ 予 後 (必ず記入してください)

不明

㉑ 備 考

上記のとおり、診断します。

平成 23 年 12 月 21 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ 病院

診療担当科名 脳神経外科

所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

医師氏名 ○ ○ ○ ○

印

<脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症） 3級>

（付 記）

- 本例の初診日は、平成 21 年 5 月 25 日で、障害認定日当時の障害の状態が国年令別表及び厚年令別表第 1 に該当しなかったが、その後障害の程度が悪化したため事後重症として請求してきたものである。
- この診断書の障害の状態は、平成 23 年 12 月 20 日現症のもので、裁定請求日（平成 24 年 2 月 1 日）以前 3 月以内の診断書であるので、裁定請求日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は「脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）」であるので、⑬、⑭、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。
- なお、⑰欄には主な症状を詳しく記載してもらうことが必須である。

■ 認 定

障害の程度は、日常生活動作にそれほど支障はないが、閉眼での起立・立位保持が不安定で開眼での直線 10m 歩行に支障があり、平衡機能に障害がみられる。また、頭痛や上背部痛などの多様な症状のため、日常生活動作の大半が一人でできてやや不自由な状態であり、労働能力が大幅に低下していることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級12号と認定される。